

東京農工大学大学院農学研究院運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(教授会)</p> <p>第7条 農学研究院に置く農学研究院教授会(以下「教授会」という。)は、組織運営規程第11条第1項及び第2項に規定する事項を審議し、及び学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>2 教授会は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を審議し、並びに学長及び研究院長の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>(1) 農学研究院の研究に係る重要事項</p> <p>(2) 研究分野の設置改廃に関する事項</p> <p>(3) 外部資金の受け入れに関する事項</p> <p>(4) 研究交流に関する事項</p> <p>(5) その他研究院長が必要と認めた事項</p> <p>3 教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 研究院長</p> <p>(2) 副院長</p> <p>(3) 農学研究院を構成する教授、准教授、専任講師及び助教</p> <p>(4) その他研究院長が必要と認めた者</p> <p>4 教授会に議長を置き、研究院長をもって充てる。</p> <p>5 議長は、教授会を主宰する。</p> <p>6 教授会は、その構成員(外国出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>7 教授会の議事は、別に定めのある事項を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>8 教授会議事要旨は、教授会の承認を求めなければならない。</p> <p>9 その他教授会について必要な事項は、別に定める。</p>	<p>現行どおり</p>	

<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(教授会の審議事項の委任)</u></p> <p><u>第 7 条の 2 教授会は、前条第 1 項及び第 2 項に規定する教授会の審議事項の一部を、教授会の下に置く代議員会（以下「代議員会」という。）に委任することができる。</u></p> <p><u>2 教授会は、前項で委任した審議事項について、代議員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。</u></p> <p><u>3 その他教授会の審議事項の委任及び代議員会について必要な事項は、別に定める。</u></p>	
--------------------	--	--

附則(平成 30 年 9 月 25 日農規則第 4 号)  
この規則は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。